

お知らせ

国土交通省が皆様のご協力により進めております、一般国道7号改築工事（遊佐象潟道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事については、令和四年六月八日付けで、土地収用法による事業の認定の告示及び手続の保留の告示がありました。令和五年八月十八日付けで一部の土地について手続開始の告示があり、今般、令和五年十一月十七日付けで一部の土地について手続開始の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、同法第二十八条の二の規定により、左記の事柄についてお知らせいたします。

記

一 事業の認定の告示があった土地 イ 収用の部分

山形県飽海郡遊佐町当山字下山崎及び字西向並びに吹浦字小谷地、字物見峠、字林ノ内、字大黒坂中道、字大黒坂道東、字大黒坂道西、字布倉、字内林、字貉堂、字寺屋敷、字小屋林道東、字小屋林道西、字戸ノ内田、字由豆佐山、字笠森、字滝ノ脇、字南田、字内田、字水坪、字谷地ノ子、字越坂、字茨畑、字藤池、字丸岡、字水林下及び字寺ノ前地内

秋田県にかほ市象潟町小砂川字三崎、字タカコヤ、字カウヤ、字砂畑、字奥畑、字寺沢、字清水場、字上ノ山、字下向坂、字松山、字石橋及び字堂ノ前、大砂川字北田免並びに関字大道地内

ロ 使用の部分

山形県飽海郡遊佐町当山字下山崎及び字西向並びに吹浦字小谷地、字物見峠、字大黒坂道西、字布倉、字内林、字由豆佐山、字笠森、字滝ノ脇、字南田、字内田、字水坪、字谷地ノ子、字越坂、字茨畑、字藤池、字丸岡、字水林下及び字寺ノ前地内

秋田県にかほ市象潟町小砂川字三崎、字タカコヤ、字カウヤ、字砂畑、字奥畑、字寺沢、字清水場、字上ノ山、字下向坂、字松山、字石橋及び字堂ノ前並びに大砂川字北田免地内

（注）前記一には収用及び使用の手続が保留されている土地及び手続開始の告示があった土地（以下「手続保留地等」という。）を含みます。前記一の土地及び手続保留地等を表示する図面等をご覧になりたい場合は、秋田県側の土地については、にかほ市建設課（金浦庁舎）、山形県側の土地については、遊佐町地域生活課にてご覧ください。

二 土地価格の固定について

前記一の土地については、事業認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることとなります。ただし、手続保留地等については、手続開始の告示があった日をもって土地価格が固定されることとなります。

三 関係人の範囲の制限について

事業認定の告示があった日以後に、前記一の土地において新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。ただし、手続保留地等については、手続開始の告示があった日をもって関係人の範囲が制限されることとなります。

四 損失補償の制限について

事業認定の告示があった日以後に、前記一の土地の形質を変更し、工作物を新築し、又は増改築等をするときは、あらかじめ、秋田県内の土地に関しては秋田県知事の、山形県内の土地に関しては山形県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償を受けることはできません。ただし、手続保留地等については、手続開始の告示があった日をもって制限されることとなります。（前記一の土地について明らかに事業に支障を及ぼすような形質の変更をする場合は除きます。）

五 裁決申請の請求について

裁決申請は、国土交通省が行いますが、前記一の土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について裁決の申請を行うよう国土交通省に対し請求することができます。ただし、手続保留地等については、手続開始の告示があるまでこの請求はできません。

六 補償金の支払い請求について

前記一の土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを国土交通省に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、前記五の裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。ただし、手続保留地等については、手続開始の告示があるまでこの請求はできません。

七 明渡裁決の申立てについて

前記一の土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人が早期に移転を希望されるときなどは、裁決申請がされた後において、秋田県内の土地に関しては秋田県収用委員会あてに、山形県内の土地に関しては山形県収用委員会あてに直接、明渡裁決の申立てを行うことができます。

八 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法が適用されるときの補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所用地第二課又はにかほ市建設課においてくだされば配布いたします。

九 その他不明な点がございましたら、秋田河川国道事務所用地第二課（秋田市山王一丁目十番二十九号 電話〇一八（八六四）二二八五）に照会ください。